

【（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業】要求水準整理表②（設備・仕様等に関する事項）

項目	要求水準	期待水準
<b>■内装</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装材のホルムアルデヒド等の安全対策を施すこと。（F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする）</li> <li>・耐久性とメンテナンス性を確保すること。</li> <li>・園児の生活の場として相応しい素材や色彩を選択すること。</li> <li>・手すりなど乳幼児が利用するものは、乳幼児の目線・身の丈に合わせて配置すること。</li> <li>・錠・コンセント口などは乳幼児の手の届かない高さに設置すること。</li> <li>・安全対策のため園児の利用する場所の出隅コーナー部には、面取り等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室、ほふく室には、衝突時の怪我防止用にコーナーガードを設けることが望ましい。</li> <li>・園児が長時間過ごすことから、安全性、機能性に配慮しながら暖かみがあって柔らかな雰囲気になることが望ましい。（木質や木質系再生材などの配慮が望ましい。）</li> <li>・地元業者からの資材調達、地域産資材の利用に努め、地域への貢献に配慮することが望ましい。</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等及び遊戯室は、フローリングとすること。なお、フローリング厚は12mmでさきくれにくく、無塗装品にポリウレタンクリア3回塗以上のものとする。</li> <li>・保育室等及び遊戯室の床面は、下部にクッション材又は断熱材等を敷き、防寒対策を行うこと。</li> <li>・トイレ、調理室は乾式の床とすること（ただし、調理室の回転窯下部は湿式とする。）</li> <li>・トイレは、ふき取りがしやすいような床面とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に乳児室、ほふく室は、乳児が転倒しても痛くないような仕様であることが望ましい。</li> </ul>
天井	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等及び遊戯室の天井は、子どもの声が反響しないような仕上げ（吸音仕様など）とすること。</li> </ul>	—
サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室名及びピクトグラム等のサインを設置すること。</li> </ul>	—
<b>■外装</b>		
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物のデザインについては、周辺環境及び景観との調和を図るとともに、市民に愛され、親しまれるデザインとなるよう、配慮すること。</li> <li>・外壁材の反射など、周囲の民家への配慮を行うこと。</li> <li>・維持管理保守面での効率化を図り、清掃、補修がしやすい外装とすること。</li> <li>・美濃加茂市景観計画に基づいた外壁の色彩とすること。</li> <li>※赤・黄赤・黄系=彩度6以下、それ以外の色相=彩度4以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放的な玄関口、暖かみがあって柔らかな色調や、丸みを帯びたデザインの採用、圧迫感を与えない形状などの工夫を行うことが望ましい。</li> </ul>
<b>■建具</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部建具は、園児が勝手に開け閉めすることがないように、園児が届かない高さに両側どちらからでも施錠できる仕様（両面サムターン錠等）とすること。ただし、防犯性に特に留意すべき職員室や交流エリアの会議室等は、鍵による施錠ができる仕様とすること。</li> <li>・外部建具は、指詰め防止や、ガラス飛散防止など安全に配慮するとともに、防犯性の高い鍵を設置すること。特に職員室や交流エリア等については防犯対策に配慮すること。</li> </ul>	—
諸室扉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に引き戸とする。また園児が指詰め等することのないよう安全に開け閉めできる仕様とすること。</li> <li>・ドアノブなどについては、乳幼児でも操作しやすいよう配慮すること。</li> </ul>	—
収納家具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな使い方ができるよう、融通性を持たせたものとする。</li> <li>・吊り戸棚の開き扉は、地震時対策として飛び出し防止ラッチを採用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児用のロッカーは、引出しが引き出して持ち歩けるものが望ましい。その際、引出しは、棚との間に隙間を開けるなどして、指を挟まないようにすること。</li> </ul>
窓・掃き出し窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網戸を設置すること。</li> <li>・バックヤード以外の窓部分には、カーテンボックス及びカーテンレールを設置すること。</li> <li>・カーテンレール設置箇所には、その窓サイズに合うカーテン（防災）を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス面は、快適性の観点配慮した仕様となるものが望ましい（例えば、紫外線軽減など）。</li> </ul>
園児用下駄箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の数に応じた園児用下駄箱を設置すること。</li> <li>・登降園時に混雑しないようにするとともに、園庭遊びの際の履き替えの利便性を考慮した場所（各保育室の前（園庭側）など）に設置すること。</li> </ul>	
職員用下駄箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の数に応じた職員用下駄箱を設置すること。</li> </ul>	
<b>■外構</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯性・安全性に配慮した上、地域に開かれた保育園とするため、開放感や明るさを確保すること。</li> </ul>	—
正門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の飛び出し防止対策を講じること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門扉等は、園児が自分で開け閉めできないものが望ましい。</li> </ul>
外周	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園外周には侵入防止のために十分な高さのフェンス等を設置すること。</li> <li>・民家との隣接面には、防音・視線に配慮したフェンス又は壁を設置すること。</li> <li>・美濃加茂市景観計画に基づき敷地境界の緑化を行うこと。</li> <li>・北側に隣接する土地を市が取得の上、新保育園の用地として活用予定であることから、該当箇所については、出入りのための門扉等を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外周部分には、景観・環境に配慮するため花壇の設置又は植栽することが望ましい。</li> <li>・植栽は季節に応じて季節の移ろいを感じる樹種（例えば桜等）が望ましい。</li> </ul>
園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの想像力と冒険心を刺激し、多様な遊びが展開できるように、遊具等を適切に配置すること。</li> <li>・夏季の紫外線対策として例えば可動式の遮光ネットを設置すること。</li> <li>・近隣民家側に面している部分については、プライバシー保護の観点から相互の視線が気にならないような工夫を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨後も排水性に優れた仕様が望ましい。</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組み立て式プールの設置場所付近には、手足洗い場、シャワー等の給排水が可能な設備を設けること。また、可動式遮光ネットなどを配置し、夏季の紫外線対策を講じること。</li> </ul>	—
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の上部には、雨天時も送迎がしやすいよう庇を設置すること。</li> </ul>	—
保育園名看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親しみやすい色調・文字・デザインとなるよう工夫すること。</li> </ul>	—
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て家庭への情報提供のためのポスターが張り出しできる、雨天対応の掲示板を設置すること。</li> </ul>	—

## 【（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業】要求水準整理表②（設備・仕様等に関する事項）

項目	要求水準	期待水準
<b>■設備計画</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。</li> <li>・風水害、落雷、断水、停電及び火災等の災害を考慮して計画すること。</li> <li>・太陽光、風力などの再生可能エネルギーの活用といった環境配慮型設備の利用に配慮することが望ましい。</li> </ul>	—
<b>■電気設備</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明、空調等のスイッチ、コントローラーは、各諸室の入口に設置し、操作できるようにすること。</li> <li>・照明、空調の機器のスイッチ類は、取付け位置や制御範囲について、市と十分協議すること。</li> <li>・省エネルギーへの配慮に加え、水光熱費、維持管理費の抑制を十分に考慮すること。</li> <li>・設備機器のメンテナンスや更新に配慮した計画とすること。</li> </ul>	—
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な受変電設備を設置し、分電盤・制御盤等について適切に整備すること。</li> <li>・高圧受電設備を設置する場合には、電気事業法にもとづく、経済産業省への届出を行うと共に、主任技術者を選任し、管理にあたること。</li> </ul>	—
電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照度は、JIS規格に従い、適切な照度を確保すること。</li> <li>・冬季夕方の送迎を想定し、玄関に屋外照明を設置すること。</li> <li>・安全、防犯上必要な屋外照明を設置すること。タイマー方式を採用し、近隣に配慮した照明計画とすること。</li> </ul>	・維持管理費削減の観点から、特殊な蛍光灯管などは使用せず、取替えが容易な汎用品を使用することが望ましい。
電話設備・内線インターフォン設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室、一時預かり室において、電話機を設置し、必要な配管・配線及びコンセントを設置すること。</li> <li>・保育室、職員室、調理室、交流エリア会議室等において、相互にインターフォン等により職員間の事務連絡が行える設備を設置すること。</li> </ul>	—
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室及び交流エリア会議室においては、外部系LAN及び庁内系LANが利用できるよう整備し、必要な配管・配線及びコンセントを設置すること。</li> </ul>	—
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室で一括管理ができる放送設備を設置すること。</li> </ul>	—
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正門に外線インターフォン（カメラ付き）を設置し、来訪者を職員室と1歳児保育室の双方から対応できるよう整備すること。</li> <li>・調理搬出入口に外線インターフォン（カメラ付き）を設置し、来訪者を調理室と調理員休憩室の双方から対応できるよう整備すること。</li> </ul>	—
コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各室に必要な十分な容量のコンセントを設けること。</li> <li>・清掃用コンセントを廊下等の必要な箇所に設けること。</li> </ul>	—
<b>■機械設備</b>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン室外機や、湯沸かし器等の危険性のある設備には、園児が手を触れないよう措置を講ずること。</li> </ul>	—
空調・冷暖房・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各クラス・諸室が個別に対応できる空調方式を採用すること。</li> <li>・乳児室、ほふく室、1歳児保育室、一時預かり室には、冬季の暖房機能及び衛生面を考慮し、床暖房設備を設置すること。</li> <li>・諸室の用途、換気の目的に応じて適切な換気方式を選定すること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。</li> <li>・各諸室において、環境に配慮し、各室の使用時間帯にあわせ効率的な稼働ができるよう、空調の方式や系統を提案すること。</li> </ul>	—
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレには、利用人数に見合った男子・女子便器、手洗いを設置すること。</li> <li>・男子用便器の設置高は、年齢に応じた使いやすさとする。</li> <li>・便器等の水洗は、節水仕様とすること。</li> <li>・保育室の各室には、手洗い設備を設けること（一時預かり室も含む）。</li> <li>・沐浴室には、沐浴槽、汚物流し等を設置すること。</li> <li>・主要な水洗金具は、レバー式とすること。</li> </ul>	—
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直圧式を原則とすること。</li> <li>・厨房等の配管が集積する箇所は、点検等に配慮した設計とすること。</li> </ul>	—
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調乳室、職員室、職員休憩室、調理員休憩室のミニキッチン、沐浴室のシャワー、調理室、下処理室、交流エリア料理講習室の調理台等に給湯設備を設けること。</li> </ul>	—
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法、可茂消防事務組合火災予防条例等に基づき、消火器等の必要な設備を設けること。</li> <li>・火災報知設備の感知器及び発信機を設置すること。なお、保育エリア、交流エリアなどの場所で異常を感知したのか把握できる仕様とすること。</li> </ul>	—
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房、湯沸し器、個別空調機等にガスを用いる場合は、必要箇所にガスを供給する設備を設置すること。（ただし電力等他の熱源により代用できる場合はガス設備にこだわるものではない。）</li> </ul>	—
屋外散水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭・正門付近、調理搬出入口に散水の設備を設けること。</li> <li>・植栽散水のための散水設備を設けること。</li> </ul>	—
<b>■機械警備機器</b>		
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械警備を採用すること。</li> <li>・防犯カメラ及び、パッシブセンサー、出入口等のマグネットスイッチ、又はそれらに代わる同等の機能を有する防犯警報装置を設置すること。</li> <li>・防犯警報装置はブザー等の音量の調節機能を備えた機器とし、設置場所は、職員室、廊下等、侵入者を素早く的確に感知通報できる場所とする。</li> <li>・保育エリア、交流エリアなどの場所で異常を感知したのか把握できる仕様とすること。</li> </ul>	—